## 取手市告示第 1 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条の規定により公表する公共工事の発注見通しの変更について、下記の方法により公衆の閲覧に供するので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条第3項及び第6条の規定により告示する。

令和7年1月7日

取手市長 中村修

記

1	閲覧に供する方法	閲覧所での閲覧及び取手市ホームページでの閲覧
2	閲覧所の場所	取手市役所財政部管財課內
3	閲覧所における閲	取手市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)
	覧の日時	に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5
		時15分まで
4	閲覧の期間	公表を行った日から起算して1年間